

# 当院の感染防止対策の取り組み

当院は、安心・安全な医療の提供に向けて感染対策を専門とする**感染防止対策チーム**があります。

感染防止対策チームは・・・

医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・臨床検査技師・  
診療放射線技師・リハビリスタッフ・臨床工学技士・  
事務職で構成し活動しています

## 感染対策チームの活動



- ▲ 患者さんや、職員を感染症から守るため  
調査・相談・職員教育・院内環境整備等行っています
- ▲ 院内リンク活動  
感染予防・感染拡大防止に重点におき、各部署へ  
足を運んでいます
- ▲ 感染予防の啓発活動  
基本となる、手洗い！咳エチケット！うがいの推奨！

## 地域医療連携

- ▲ 協力関係にある他の医療機関での情報交換や  
相談会に積極的に参加しています
- ▲ 必要に応じ、保健所と速やかに連携し対応しています

# 宮崎病院 感染防止対策部管理指針

## 1. 感染防止対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者が保有している可能性のある病原体は未同定として、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する（スタンダードプリコーション）観点に元づいた医療行為を実践し制御する。あわせて感染経路別予防策を実施する。また院内感染が発生した事例については、事例が発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点を改善し終息を図る。

## 3. 組織

感染防止対策業務を組織的に担当する部署として感染防止対策部を設置する。  
病院長を統括責任者とし、部長には医師を配置する。

## 4. 感染防止対策部に関する事項

感染防止対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど感染防止対策活動の中核的な役割を担うために、感染防止対策部を設置する。

- 1) 部会は毎月第2水曜日に開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。
- 2) 部会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。  
院内感染が発生した場合、対策部は速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案および実施を行う。
- 3) 感染防止に関する資料の作成・情報収集（抗菌薬の使用、分離菌種などの情報含む）を行う。
- 4) 職員の感染管理を行う。

## 5. 感染制御チーム（以下 ICT という）の基本的事項

感染防止に関する実働的組織として ICT を設置し、感染対策に関する一般的事項を執行する。

- 1) 週1回担当部門をラウンドし、月初めに各部署の担当者が対策実施の適正化及び介入を行う。
- 2) 院内感染対策に対する職員の教育・研修会は年2回以上開催する。
- 3) 院内感染に関するマニュアルを院内 WEB にて、いつでも閲覧でき感染防止の為の基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行う。
- 4) 院内で発生した感染症の発生状況や原因、抗菌薬の使用状況に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策及び抗菌薬適正使用をできるようにサーベランスを実施する。活動状況は、感染防止対策部に報告する。

## 6. 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

- 1) 全職員を対象に感染対策に関する研修を年2回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- 2) 研修会・講習会は院内感染に関する基礎知識の習得や標準予防策の意義を理解し、確実に実施できることを目的に実施する。
- 3) 研修実施内容（開催日時、出席者、研修項目）について記録保管を行う。

## 7. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発症する場合を指す。なお、医療従事者が院内で感染する場合も含まれる。

当院の感染情報レポートから細菌検査の検出状況を把握し、その対応・対策について部会に報告する。法令で定められた報告すべき疾患や、院内で対応困難な事態が発生した場合は、保健所に報告し対応を相談する。

アウトブレイクに対応する感染対策を実施したにも関わらず、継続して当該感染症の発生があり、当院で制御困難と判断した場合は、速やかに協力関係にある地域ネットワークに参加する医療機関等の専門家や保健所に感染拡大の防止に向けた支援を依頼する。感染対策の概要は、部会で報告し各責任者へ周知を図る。

## 8. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は院内感染が発生した場合には、発生部署責任者が院内感染報告書により感染症の検出状況を部長に報告するとともに、院内感染症時連絡体制に従って連絡し、内容によって緊急感染防止対策会を設置して二次感染の予防、治療の方針・指示を決定する。また医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿って部長が速やかに保健所に報告する。

## 9. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は患者または家族が閲覧できるものとする。

## 10. その他院内感染対策の推進に必要な基本方針

- 1) 院内感染防止のため、病院職員は「感染防止対策マニュアル」を遵守する。
- 2) マニュアルは、定期的に年1回程度の点検及び見直しを行い、職員に周知徹底する。
- 3) 職員は、自らが院内感染源とならないよう定期健康診断を年1回以上受健するとともに、病院が実施する B 型肝炎、インフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。